

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

(1) 入替

物件番号	財産名称	貸付箇所	貸付面積	備考
1	入間東部広域斎場しのめの里	火葬棟事務室裏通路	1.6m ² W2.0m×D0.8m	
		待合棟ラウンジ	1.6m ² W2.0m×D0.8m	

(2) 注意事項

- ア 設置台数は各貸付箇所に1台ずつ（既存の貸付方式による自動販売機の入替）とし、全箇所に電源があります（または設置予定）。なお、高さは全て2.0m以下とします。
- イ 備考に自動販売機の指定がない場合は、缶・瓶・ペットボトル用の自動販売機とします。
- ウ 貸付面積には放熱余地・台座・回収ボックス設置部分を含みません。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ア 大きさは、上記1に記載されている貸付面積の範囲内とし、高さは2.00m以下のものとする。（放熱余地、台座、回収ボックス設置部分を含まない。）

- イ デザインは、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとし、公共機関にふさわしいものとする。（自動販売機の色については単色とし、白または周辺景観になじむ色とする）

(2) 環境対策

ア 省エネルギー

- 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ 低GWP冷媒機

- 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフエン（HF01234yf）等の冷媒をして採用した機種とする。

ただし、紙カップ自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）」を認める。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

防止策として、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材及び色

プラスチック製又は金属製とし、周辺景観になじむ色とする。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

(ウ) その他

収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 回収・処理

使用済み容器の処理容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などをを行う。

イ 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努

めるほか、故障時には即時対応する。

エ 日常管理を行う管理者の連絡先（管理者名、住所、電話番号）の記載のあるステッカー（縦5cm以上×横14cm以上）を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付する。

(6) 自動販売機の付加機能及び管理運営

ア 災害対応型（災害協定を締結する場合）

災害時に、電源の供給が絶たれた場合であっても自動販売機内の飲料を提供できる機能とする。

イ 付帯設備・機能

自動販売機にAEDや防犯カメラ、Wi-Fi機能等の付帯設備の搭載等がある場合、機器等の設置及び保守メンテナンス等の維持管理業務も行うものとし、設置に及び維持管理係る一切の経費は設置者が負担するものとする。

ウ 支払い方法

現金の他、交通系電子マネーの対応を必須とする。交通系以外の電子マネーについても提案内容により対応するものとする。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類を除く飲料とする。

(2) 價格 市販価格（定価）から20円以上引いた価格とする。

5 賃貸借料

年額の賃貸借料は、土地の賃貸借契約については、提賃貸借料提案書に記載された金額をそのまま賃貸借契約額とし、建物の賃貸借契約については、提賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数額を切り捨てるものとする。）とする。

6 管理費

管理費は、設置する自動販売機1台あたり31,000円とする。この管理費は、貸付年度の1年度分の費用として、賃貸借料と同時に一括して入間東部地区事務組合（以下「組合」という。）から設置者に請求する。また、管理費には電気代等光熱水費を含むものとする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して組合の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

組合の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 組合の責に帰することが明らかな場合を除き、組合はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 その他

- (1) 予算積算にあたり、見積書の提出を含む必要な協力をを行うこと。
- (2) 自動販売機設置事業者募集要項に基づき提出した自動販売機設置に係る提案書に記載した提案内容を実行すること。